

(仮称) 高齢者総合サポートセンター基本計画

【概 要 版】

平成 23 年 10 月

千代田区保健福祉部

目 次

I	施設整備の基本事項	1
1	基本理念	1
2	機能構成	1
	(1) 基本機能	1
	(2) 本施設の機能を補完するとともに地域医療向上に資する機能	1
	(3) 関連機能	2
3	施設整備の基本方針	2
4	施設整備上の配慮事項	2
II	事業・運営計画	3
1	施設全体の計画	3
	(1) 基本機能等の概要	3
	(2) 施設相互の調整機能	3
2	機能ごとの計画	4
	(1) 高齢者の様々な相談拠点	4
	(2) 在宅ケア（医療）拠点	5
	(3) 高齢者活動拠点	6
	(4) 高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点	7
	(5) 多世代交流拠点	8
III	施設計画	9
1	計画条件	9
2	各機能の想定面積	9
3	敷地利用およびゾーニング	10
	(1) 敷地利用と施設配置の考え方	10
	(2) 階層構成	10
	(3) 平面計画	10

I 施設整備の基本事項

1 基本理念

施設整備の「基本理念」として、次の2つを掲げる。

- ◇ 高齢期に感じる不安を解消し、安心して生活が続けられるよう支援する施設とする。
- ◇ その人らしさが発揮できるような活動や出会いの場がある施設とする。

2 機能構成

(1) 基本機能

本施設が備える基本機能は以下の構成とする。

表 本施設の基本機能

機能	内容
① 高齢者の様々な相談拠点	区内在住の高齢者およびその家族・関係者からの相談にいつでも、どんなものでもワンストップで対応するとともに、在宅における介護・医療の連携支援や各種サービスのコーディネートを行う。
② 在宅ケア（医療）拠点	地域の介護保険事業者や医療機関等と協力しながら、高齢者の在宅療養を支援する。
③ 高齢者活動拠点	区内の高齢者に対し、健康増進・介護予防、教養の向上、レクリエーションなどの機会・場を総合的に提供する。
④ 高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点	介護人材のスキルアップに資する知識や技術向上の企画と実践の場を設ける。
⑤ 多世代交流拠点	だれもが自由に集い、憩うことができる場・機会の提供、サロン機能の提供等を行う。また、大規模災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を担う。

(2) 本施設の機能を補完するとともに地域医療向上に資する機能

本基本計画では、本施設を九段坂病院との複合施設として整備することによって、病院自らが本施設の機能である訪問診療や訪問看護、リハビリテーションを実施する。あわせて病院は、区の地域医療向上のために、地域の医療機関等と連携した在宅医療の支援、救急医療の提供、区民の緊急入院受け入れ体制確保および災害発生時の医療対応などを実施していく。

これらを通じて、本施設と病院は連携しながら、介護と医療の両面から総合的に高齢者の在宅生活を支援していく。

(3) 関連機能

社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターについては、相談・活動拠点を中心に連携を図っていくため、本施設内に移設し集約するものとする。これにより、各機関との連携を強化するとともに、高齢者の活動、相談や支援、介護ケアの人材育成面からも、効果的な事業展開を図っていくものとする。

3 施設整備の基本方針

本施設は以下の基本方針に沿って整備を行う。

- ① 親しみやすく、訪れやすい施設づくり
- ② いつでも安心を感じられる施設づくり
- ③ 場所と環境をいかした魅力づくり

4 施設整備上の配慮事項

施設設計にあたっては、「施設整備の基本方針」に沿って、以下の諸点に配慮する。

- ① ユニバーサルデザイン
- ② 利用者の健康への配慮
- ③ 複合施設としての有効なゾーニング配置、管理区分
- ④ 環境負荷の低減
- ⑤ 防災性の確保
- ⑥ 景観形成

II 事業・運営計画

1 施設全体の計画

(1) 基本機能等の概要

【事業・運営の概要】

	開館時間	休館日	利用者
●相談拠点			
総合相談・支援	24時間	なし(365日開設)	高齢者・家族・関係者
専門相談	月2～7回程度設定		
●在宅ケア(医療)拠点			
在宅療養支援機能			要介護認定者
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
通所リハビリテーション			
(在宅療養拠点病院)*	24時間	なし(365日開設)	区民等
●高齢者活動拠点			
健康増進活動 講座・講習会運営 活動支援	9:00～17:00	月1回	60歳以上の 元気高齢者
●高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点			
研修	13:00～17:00 18:00～22:00		区民・介護従事者等
その他支援	平日昼間		
情報資料コーナー	平日=9:00～22:00 休日=9:00～17:00		
●多世代交流拠点			
交流拠点スペースの活用による にぎわい創出 多世代交流事業	9:00～17:00		区民等
(災害ボランティアセンター)	大災害発生時		災害ボランティア

※ 本表に掲げる開館時間等は、本基本計画策定時における基本的な方針であり、施設開設までに詳細を検討する。

* 在宅療養拠点病院…千代田区独自の病院型名で、在宅療養を実施する区内の診療所、訪問看護ステーションと連携して、在宅療養患者の緊急入院、検査の実施などによるバックアップや、回復期リハビリテーション病床を設置する等、千代田区における在宅療養支援ネットワークの中で具体的な責務を負う病院。

(2) 施設相互の調整機能

【総括調整責任者】

各施設相互の調整を図るため、総括調整責任者を置く。併設予定の病院が区民福祉の向上に適正に寄与しているかどうかを日常業務の中で把握し、必要に応じて改善を要請していくため、総括調整責任者がその役割を務める。

【事業の評価】

本施設の機能の確保・補完および地域医療の向上に対する取り組みについての評価を実施するために、評価委員会を設置する。委員会で、病院が上記の役割・機能を適切に果たしているかどうかを、区民の立場に立って、評価・検証し、その達成に向けて必要な助言や提案を行うものとする。

また、評価結果を公表していくことにより「区民に対する説明責任」を確保するものとする。

2 機能ごとの計画

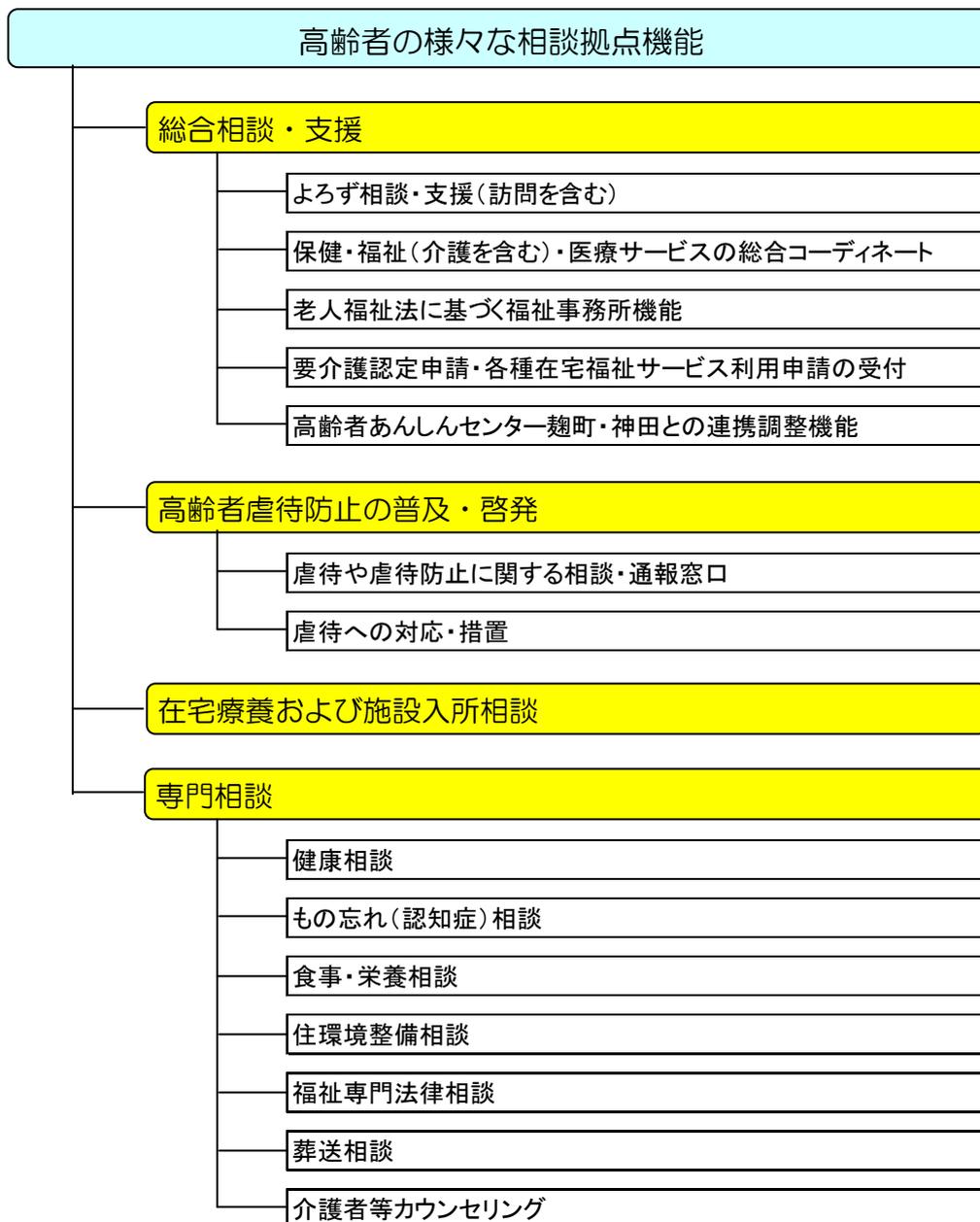
(1) 高齢者の様々な相談拠点

高齢者の生活や介護等どんな内容の相談に対しても 24 時間 365 日ワンストップで対応する。あわせて各種の問題に関する専門相談を実施する。介護や在宅福祉サービスの手続き等について、1 か所のできるよう極力、受付・対応を行う。医療も必要な高齢者に対しては、介護と医療のサービスをコーディネートし在宅療養生活を支援する。

【基本的な考え方】

- ① 24 時間 365 日高齢者の相談に応じるワンストップ窓口、緊急対応の体制を整備
- ② 介護と医療の連携を推進しサービスコーディネートを充実
- ③ 専門相談を充実
- ④ 福祉事務所として機能
- ⑤ 要介護認定申請・各種在宅福祉サービス利用申請などを受け付け

【業務の内容】



(2) 在宅ケア（医療）拠点

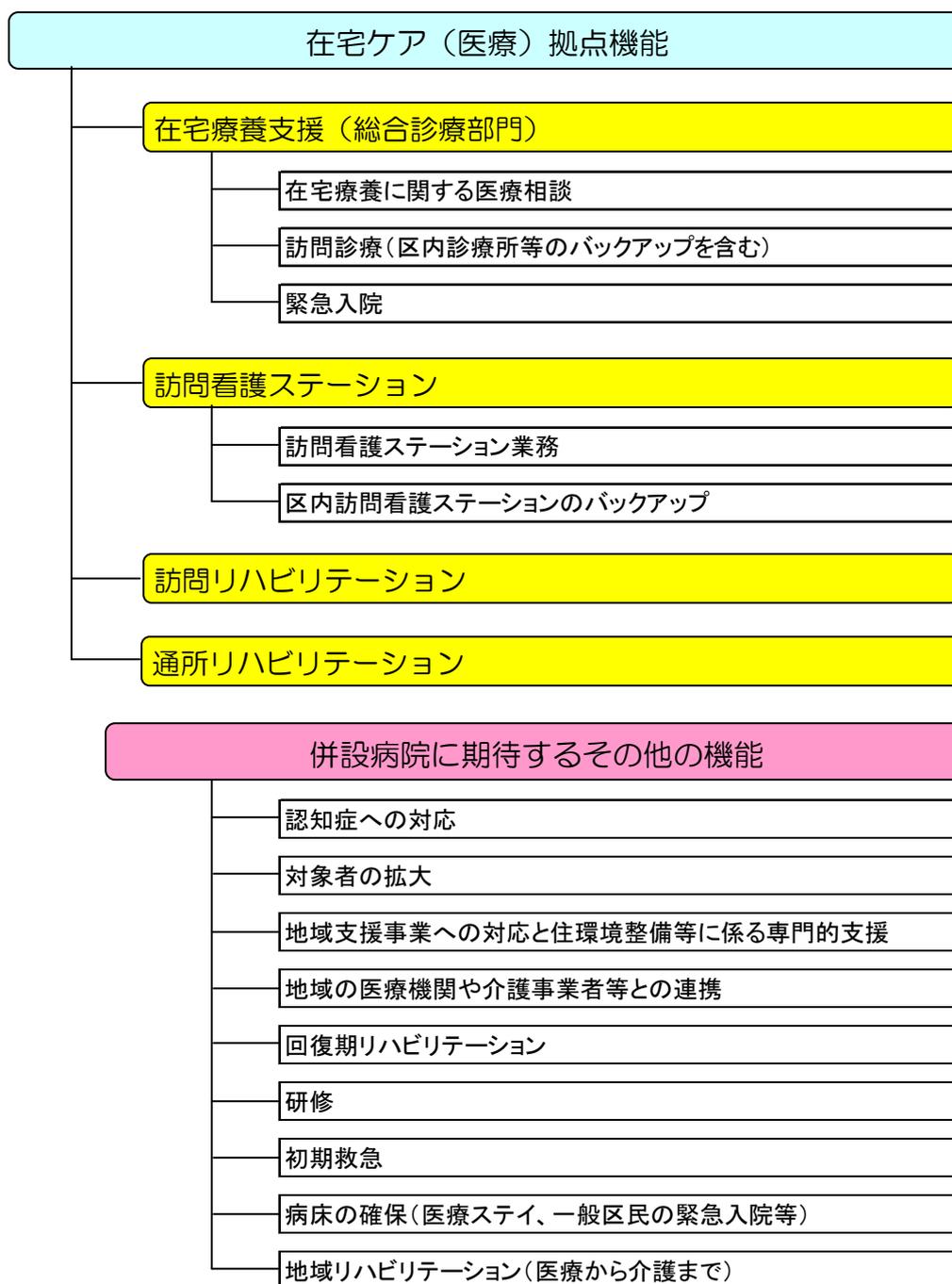
地域の医療機関や介護事業者等と協力し、医療と介護の両面から総合的に高齢者の在宅療養を支援する。また、区内ではこれまで手薄だった訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションを実施することにより、在宅療養者の心身機能の維持・回復を目指す。

【基本的な考え方】

- ① 区内の医療機関や訪問看護ステーションと連携し機能を補完
- ② 在宅療養者の増加によるニーズへ対応

③ 総合的なリハビリテーション体制を整備

【業務の内容】



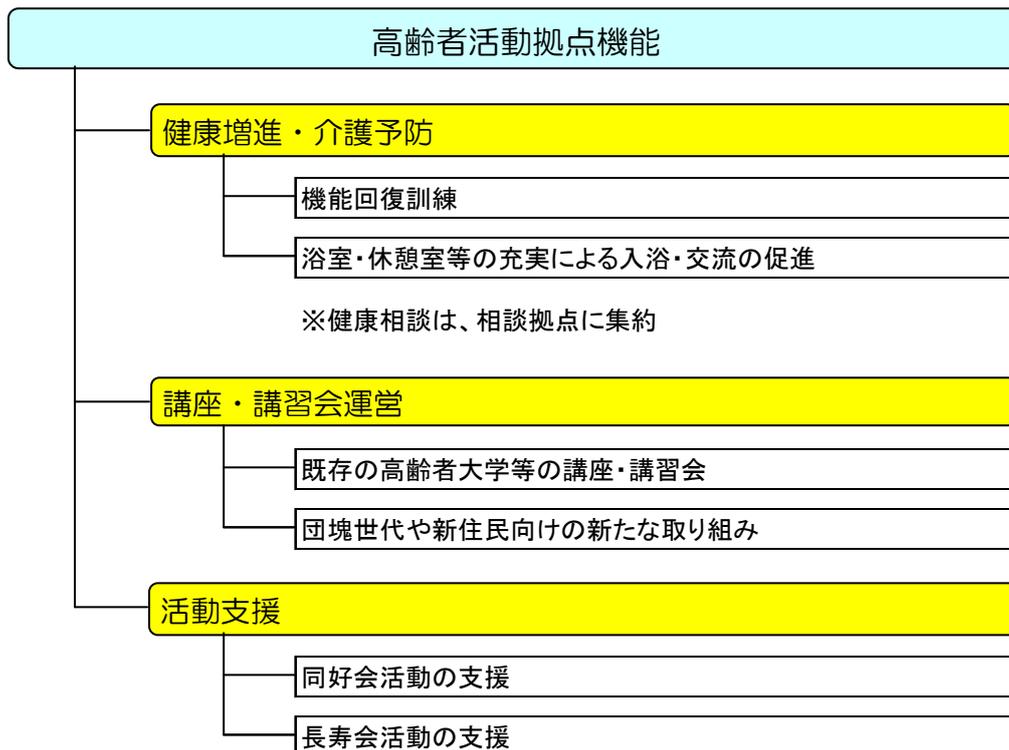
（3）高齢者活動拠点

従前からの利用者に加え、団塊世代や新規転入住民にも「自分自身で自由に」「支援を受けながら」「仲間とともに」広く利用できるよう、生きがいつくりや仲間づくりのサポートをしていく。また、快適な空間を創出し、健康をはぐくむための支援を行う。さらに、他の機能・施設と一体的に整備することで、関連施設との相乗効果による活性化を目指す。

【基本的な考え方】

- ① 高齢者にやさしく利用しやすい施設として設備を充実
- ② 幅広い参加を目指したプログラムを実施
- ③ 高齢者の健康増進・介護予防機能を強化
- ④ 浴室を中心に交流を促進
- ⑤ 開館日の拡大等へ対応

【業務の内容】



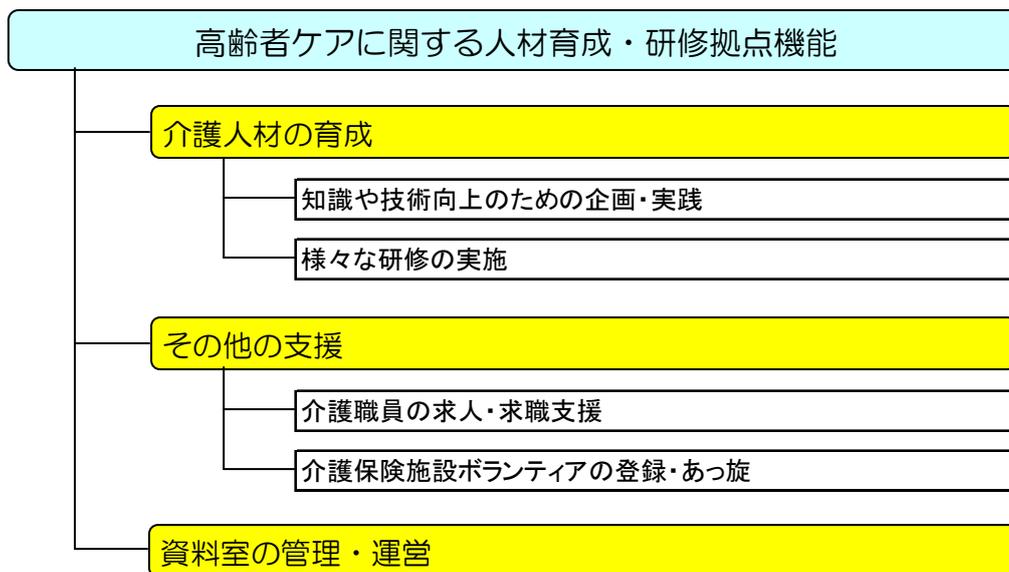
（４）高齢者ケアに関する人材育成・研修拠点

介護・医療に関する知識・技術の向上を図る企画・実践の場の提供や研修プログラム等の計画的な実施、自主学習の場の提供などにより、質の高い介護・福祉人材、ボランティアの育成・確保を図り、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の維持・向上を目指す。

【基本的考え方】

- ① 介護人材の育成により質の高いサービスを確保
- ② 家族介護者や一般区民の介護に対する知識を向上
- ③ 介護人材を確保
- ④ ボランティアを有効活用

【業務の内容】



（５）多世代交流拠点

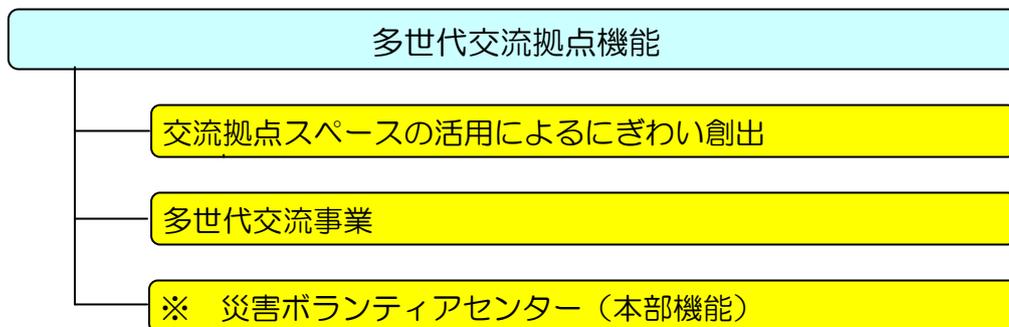
カフェ（喫茶・軽食）の設置や各種サロンのスペースを確保するなど、様々な事業を実施することで、日常的に多世代が集い、出会い、関わる場と機会を提供する。

また、大規模災害時には、災害ボランティアの本部機能として活用することで、ボランティアの迅速・円滑な活動を支援する。

【基本的な考え方】

- ① にぎわいを創出
- ② 各種催し物に対応できる柔軟性を確保
- ③ 本庁舎区民ホールの補完施設として機能
- ④ 大規模災害時の災害ボランティアセンター本部機能として活用

【業務の内容】



Ⅲ 施設計画

1 計画条件

敷地	所在地	九段南 1-6-11（区役所旧庁舎跡地）
	敷地面積	約 3,300 m ² ※ 正式な敷地面積については、当該敷地および都市計画道路相当分をそれぞれ区および都が測量後に確定する。
法令による 主な規制	地域地区	商業地域、防火地域
	容積率	700%
	建ぺい率	80%（耐火建築とした場合は 100%）

2 各機能の想定面積

本施設において整備すべき各機能の想定面積は以下のとおりである。

【基本機能】

機能	面積	諸室構成
高齢者の様々な相談拠点	190 m ²	執務スペース、相談室等
高齢者活動拠点	1,180 m ²	事務室、健康相談室、図書室、活動室、娯楽室、機能回復訓練室、休憩室、浴室、倉庫、その他
高齢者ケアに関する 人材育成・研修拠点	280 m ²	事務室、相談室、研修室、閲覧スペース、一時保育室
多世代交流拠点	340 m ²	多目的ホール・カフェ等

【本施設の機能を補完するとともに地域医療向上に資する機能】

機能	面積	諸室構成
在宅ケア（医療）拠点	※	総合診療部門（在宅療養支援機能）、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

※病院が設置・運営

【関連機能】

機能	面積	諸室構成
社会福祉協議会	360 m ²	事務室、相談室、会議室、休養室・更衣室、倉庫
ボランティアセンター	290 m ²	事務室、会議室、録音室、交流コーナー、倉庫
シルバー人材センター	450 m ²	事務室、会議室、就業室・作業準備室、交流コーナー、展示販売スペース、休養室・更衣室、倉庫

3 敷地利用およびゾーニング

(1) 敷地利用と施設配置の考え方

① アプローチ

- ・ 内堀通りをアプローチ道路とし、主要アクセスを九段下交差点側に設定する。
- ・ 救急車等のアクセス、施設全体へのサービス動線確保や区役所本庁舎との連携利用にも配慮する。

② みどりのネットワーク

- ・ 将来的には、濠に沿った遊歩道を整備することを想定して、空間（テラス）を先行して確保することを目指す。
- ・ 内堀通りや内堀通り側の前面空間から、濠へ至る歩行者アクセススペース、テラスへの植栽に配慮する。

③ 施設配置

- ・ 多世代の利用を含む、元気な高齢者の利用を誘導すべき本施設と、在宅療養拠点としての病院のそれぞれが適切に存在をアピールできるよう配慮する。
- ・ 高層階に配置される病棟を含む病院に対して、内濠へのアクセス空間を含めて、下層階に本施設としてのまとまりを確保する。

(2) 階層構成

① 各機能の階層構成

5 階	高齢者活動拠点（機能回復訓練機能、活動室・娯楽室等）
4 階	高齢者活動拠点（機能回復訓練機能を除く活動室等） 人材育成・研修拠点 高齢者の活動を支援する諸団体 （社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センター）
1 階	エントランス、館内案内機能、相談拠点 多世代交流拠点（必要に応じて区画してホールの使用）

(3) 平面計画

建築面積	2,390 m ² （建ぺい率 73%）
延床面積	23,100 m ² （容積率 700%）